

平成三年政令第二百四十四号

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用の改善の促進に関する法律施行令

内閣は、中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第二条第一項第三号及び第六号並びに第二項、第八条第一項、第十条第三項、第十一条並びに第十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（中小企業者の範囲）

第一条 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第三号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数、次の表のとおりとする。

業種	資本金の従業員額又は出の数	資の総額
一 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びビニール製造業並びに工業用ベール製造業を除く。）	九百人	
二 ソフトウェア業又は情報処	三百人	
三 旅館業	五千万円	二百人

2 法第二条第一項第六号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 五 生活衛生同業組合であつて、その構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 六 酒造組合及び酒造組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

の並びに酒販組合及び酒販組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの

（一般社団法人の要件）

第二条 法第二条第二項の政令で定める要件は、当該一般社団法人の直接又は間接の構成員の三分の二以上が同条第一項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）であることとする。

（保険料率）

第三条 法第十条第三項の政令で定める率（次項において「保険料率」という。）は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条第二項に規定する無担保保険（次項において「無担保保険」という。）にあつては〇・四パーセント（手形割引等特種保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特種保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越し特種保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特種保証をいう。以下同じ。）の場合は、〇・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引等特種保証及び当座貸越し特種保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

2 前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合における無担保保険の保険料率については、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成三年八月一日）から施行する。

（法附則第二条第一号の政令で定める日）
第二条 法附則第二条第一号の政令で定める日は、平成十四年三月三十一日とする。

附則（平成六年九月一九日政令第三〇三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附則（平成七年二月一日政令第三六六号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年二月二四日政令第四一五号）抄

（施行期日）
この政令は、中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十一年一月一日）から施行する。

附則（平成一一年一月一七日政令第三六九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十一年十二月一日から施行する。

附則（平成一一年二月三日政令第三八六号）抄

（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年四月一日から施行する。）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一五年二月二五号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第三十六条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

附則（平成一八年四月二八日政令第一八九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附則（平成一九年三月二日政令第三九七号）抄

（施行期日）
この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二二年六月二二日政令第一五五号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年六月二十二日）から施行する。

附則（平成二三年三月三〇日政令第四九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則（令和六年二月一六日政令第三二七号）抄

（施行期日）
この政令は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十五年九月二十日）から施行する。

附則（令和六年二月一六日政令第三二七号）抄

（施行期日）
この政令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の施行の日（令和六年三月十五日）から施行する。

附則（令和六年二月一六日政令第三二七号）抄

（施行期日）
この政令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の施行の日（令和六年三月十五日）から施行する。

附則（令和六年二月一六日政令第三二七号）抄

（施行期日）
この政令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の施行の日（令和六年三月十五日）から施行する。

附則（令和六年二月一六日政令第三二七号）抄

（施行期日）
この政令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の施行の日（令和六年三月十五日）から施行する。

附則（令和六年二月一六日政令第三二七号）抄

（施行期日）
この政令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の施行の日（令和六年三月十五日）から施行する。

附則（令和六年二月一六日政令第三二七号）抄

（施行期日）
この政令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の施行の日（令和六年三月十五日）から施行する。

附則（令和六年二月一六日政令第三二七号）抄

（施行期日）
この政令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の施行の日（令和六年三月十五日）から施行する。

附則（令和六年二月一六日政令第三二七号）抄

（施行期日）
この政令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の施行の日（令和六年三月十五日）から施行する。

附則（令和六年二月一六日政令第三二七号）抄

（施行期日）
この政令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の施行の日（令和六年三月十五日）から施行する。

附則（令和六年二月一六日政令第三二七号）抄

（施行期日）
この政令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の施行の日（令和六年三月十五日）から施行する。

附則（令和六年二月一六日政令第三二七号）抄

（施行期日）
この政令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の施行の日（令和六年三月十五日）から施行する。

附則（令和六年二月一六日政令第三二七号）抄

（施行期日）
この政令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の施行の日（令和六年三月十五日）から施行する。

附則（令和六年二月一六日政令第三二七号）抄

（施行期日）
この政令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の施行の日（令和六年三月十五日）から施行する。

附則（令和六年二月一六日政令第三二七号）抄

（施行期日）
この政令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の施行の日（令和六年三月十五日）から施行する。

附則（令和六年二月一六日政令第三二七号）抄

（施行期日）
この政令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の施行の日（令和六年三月十五日）から施行する。

附則（令和六年二月一六日政令第三二七号）抄

（施行期日）
この政令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の施行の日（令和六年三月十五日）から施行する。

附則（令和六年二月一六日政令第三二七号）抄

（施行期日）
この政令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の施行の日（令和六年三月十五日）から施行する。

附則（令和六年二月一六日政令第三二七号）抄

（施行期日）
この政令は、中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の施行の日（令和六年三月十五日）から施行する。

附則（令和六年二月一六日政令第三二七号）抄